

漁港における危険行為の禁止について（注意喚起）

近年、県内漁港において遊泳や釣り等による水難事故が発生しており、中には児童生徒の死亡につながるケースも確認されております。

大型連休期間中の水難事故防止にご理解、ご協力をお願いいたします。

主な危険行為

1. 漁港内での遊泳

漁港が航行する漁港内の水域は、推進が深くなっているほか、係留する漁船との接触等の危険性が高いこと。また、漁業活動に支障が生ずることなどの理由により、同エリアでの遊泳や飛び込みなどの危険行為は絶対に行わないでください。

2. 台風等の荒天時における漁港への立ち入り

高波、強風による転落等の危険がありますので、荒天時は絶対に漁港内へ立ち入らないようにしてください。

3. 保護者等の同伴のない釣り

釣り等については、水難事故防止、緊急対応等の安全確保の観点から保護者または監督者の同伴の下での実施をお願いいたします。